

公益財団法人佐賀県国際交流協会 多文化共生ボランティア登録制度要綱

1 趣 旨

県内での国際交流・協力活動の活性化を図るとともに、在住外国人の佐賀での活動を支援し、国際理解・国際親善などを推進するため、佐賀県国際交流協会ボランティア登録制度要綱を定めるものとする。

2 登録資格

- (1) 制度の趣旨を理解し、多文化共生ボランティアとして活動できる人
- (2) 佐賀県内で活動できる満 18 才以上の人
- (3) 登録分野ごとに必要とされる基準を満たし、かつ電子メールで情報伝達ができる人

3 登録分野および活動内容

A. ことば多言語ボランティア：通訳、翻訳

(A-2) 医療通訳サポーター：外国人の通院時の通訳

(A-3) 子ども通訳・メンタルサポーター：外国につながるを持つ子ども、保護者と学校関係者との間で日本語の意思疎通が難しい場合の通訳や、児童・生徒のメンタル面でのサポート

B. ことば日本語ボランティア：在住外国人に日本語指導やそのサポート

(B-2) 子ども日本語学習サポーター：外国にルーツを持つ児童・生徒に対する日本語指導

C. ホストファミリーボランティア：ホームステイの受け入れ

4 必要とされる基準の目安（各分野の活動内容が実践できるレベル）

A. ことば多言語ボランティア

- ・英語 実用英語技能検定 準 1 級以上、TOEIC 730 点以上、TOEIC iBT 79-80 以上
- ・中国語 中国能力検定試験 2 級以上 新 HSK 5 級以上
- ・韓国・朝鮮語 ハングル能力検定試験 2 級以上 TOPIK 5 級以上
- ・スペイン語 スペイン語技能検定試験 2 級以上

※上記は目安であり、必ずしも資格を取得している必要はありません。また、上記以外の言語については活動内容が実践できるレベルとします。

※日本語以外を母語とする方は、日本語 N 2 レベルを目安とします。

(A-2) 医療通訳ボランティア

- ・ことば多言語ボランティアの基準を満たし、かつ当協会が実施する医療通訳に関する研修会を修了していること

※原則として平日の昼間に活動できる方とする

※活動によって知り得た個人情報等は責任を持って管理できること（各分野共通）

(A-3) 子ども通訳・メンタルボランティア

- ・ことば多言語ボランティアの基準を満たしていること。

- ・児童・生徒やその保護者等への通訳を行う。
- ・ある一定以上の言語レベルを有し、児童・生徒、保護者と学校関係者の間に入って通訳ができる者
- ・児童・生徒に対してメンタルケアの支援を行う。

B. ことば日本語ボランティア

- ・日本語指導に関する資格を有すること、または日本語指導経験を有すること
- ※団体（日本語グループ）は別途定める日本語グループ登録要領により登録を行う

(B-2) 子ども日本語学習サポーター

- ・支援対象となる児童生徒に対し日本語指導ができる者
- ・教職員免許法に基づく相当学校の教員免許を有する者
- ・児童生徒に日本語指導やそのサポートを行う。

C. ホストファミリーボランティア

- ・ゲストへ個別の部屋を提供でき、受け入れに関し家族全員の合意が得られていること。
- ・一人暮らしではないこと
- ・ホームステイを通し、日本の家庭の生活、文化を紹介できること

5 登録期間

登録の期間は2年とし、期間満了時に更新の確認ができた場合には引き続き登録を継続するものとする。なお、本人より申出があった場合や登録者として不適格な事実があった場合には登録を取り消す。

6 報酬及び実費負担

活動は、自由意思に基づくボランティア活動とし、報酬がある場合や交通費等の活動実費については依頼者が負担するものとする。

なお、医療通訳サポーターや子ども日本語学習サポーター、子ども通訳・メンタルサポーターの活動については、別途定められた要綱に従う。

7 事故の責任

ボランティア活動から生じた損害について、当協会はその責任を負わないものとする。

8 保険

(1) 本事業の活動中の事故については、協会が適宜、利用可能なボランティア活動保険に加入・適用することにより対応することとする。

(2) この事業は、ボランティア精神に基づく自主的な社会参加と依頼者の責任による事業であり、支援により当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から適用する。

附 則

- 2 この要綱は、平成29年6月30日から適用する。

附 則

3 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。